

総務 学童保育所管理運営費などを補正

議案第十五号
平成十七年度一般会計
補正予算(第四号)

【提案理由】 本補正予算案は、歳入歳出予算等の補正であり、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ五九七万九千円を追加し、歳入歳出予算の総額を四二億九三八〇万五千円にしようとするもの。

【委員】 梅郷東駅前線等道路改良工事の進捗状況は。
【答弁】 現在、用地取得率は六十一％である。また、補助金については、今年度の減額分を含め来年度の要望として受理されており、用地取得の問題はあるものの、要望どおり交付されれば、予定した年度内に実施することは可能であると考えている。

【委員】 平成十八年度にみずき小学校の学童保育所は、移転される予定であるが、具体的な構想はあるのか。
【当局】 学童保育所については、みずき小学校の多目的ルームを活用する方向で検討していたが、実現が難しいために、現在、同校の地域開放教室を活用できるか調整しており、平成十八年度の早

い時点での移設を考えている。

【委員】 梅郷駅西土地区画整理事業に合併特例債を充当する経緯は。

【当局】 区画整理事業には従来から通常の起債を充てていたが、県と協議を重ねる中、合併特例債に該当するというところで、より有利な合併特例債を活用させていただいた。

【委員】 資源回収委託料と資源再生利用助成金の減額理由は。また、資源再生利用助成金の助成先は。

【当局】 減額理由は、当初予算における資源回収率の見込みよりも、資源回収が落ち込んだことによるものである。また、資源再生利用助成金は各自治会へ助成している。

◆本会議・賛成多数で可決



梅郷駅西土地区画整理地

環境経済 斎場の指定管理者を指定

議案第二十号
斎場の指定管理者の指定

【提案理由】 斎場の指定管理者として、タカラビルメン株式会社を指定しようとするもの。

【委員】 社会福祉協議会が運営している売店も含め、指定管理者が管理するのが。

【当局】 売店部分は、市が目的外使用しており、指定管理者の権限が及ばないことから、社会福祉協議会の運営となる。

【委員】 タカラビルメン株式会社の実績は。

【当局】 タカラビルメン株式会社は、五年ほど前から火葬場の受付や火葬炉の運転などの業務を行っており、平成十六年度からは茨城県龍ヶ崎市の斎場業務を受託している。

【委員】 これからの契約を含め、労働条件は担保されているのか。

【当局】 指定管理者の責務として、協定書に法令遵守を規定している。

【委員】 市と指定管理者で協定を結ぶことになると思うが、指定管理者として指定するすべての施設が同じとなるのか。

【当局】 指定管理者は契約でなく、行政処分となり、一般的には協定書を締結している。野田市では、基本協定と、経費の部分で各年度ごとに年度協定を結んでいくと考えている。なお、基本協定は、個別ごとで若干違いはあるものの、基本的には同じである。

【委員】 業務委託と今回の指定管理者制度を比べて、負担の増減はあるのか。

【当局】 業務委託を行ってきた経費の範囲内で友引の日に式場開設が行えるようになることから、指定管理者が目指す経費の縮減と住民サービスの向上が示せたと考えている。

◆本会議・賛成多数で可決



斎場

せきやど図書館の指定管理者の指定

文教福祉

議案第二十九号
せきやど図書館の指定
管理者の指定

（提案理由） せきやど図書館の指定管理者として、丸善株式会社を指定しようとするもの。

■委員 どのような業者が応募しているのか。また、応募者数は。

□答弁 図書館業務の指定管理者に参入している業者は、人材派遣会社や書店、従来から図書館業務を受託している会社が多い。また、応募者数は五者である。

■委員 丸善株式会社の実績は。

□答弁 平成十七年十二月から大阪府大東市で図書館業務を受託している。

■委員 今回、興風図書館の傘下として運営していくため、自立性や連携性という部分でかなりの力量が必要になると思うが、協定書には館長の経験年数や資格の有無などの条件を規定しているのか。

□当局 審査に当たり、館長の資格や経験年数を採点項目に挙げており、丸善株式会社からは数年

の経験を持つ有資格者を配置すると提案を受けている。

■委員 図書の設定や購入はどのように取り扱うのか。

□当局 図書の選定は、年度当初に予算を配分し各図書館で行っているが、指定管理者の導入に伴い、資料の選定や保存には連携や調整が必要になるため、興風図書館で最終的な決定をしたい。

■委員 職員体制は今までと変わらないのか。

□答弁 丸善株式会社からの提案では、現在の十三名の体制を変えずに、業務がふえた分は一人当たりの勤務時間数をふやして対応すると聞いている。

◆本会議・賛成多数で可決



せきやど図書館

建設 総合公園の指定管理者の指定

議案第三十号
総合公園の指定管理者
の指定

（提案理由） 総合公園の指定管理者として、財団法人野田市開発協会を指定しようとするもの。

■委員 指定管理者にすること、委託料はどのような取り扱いとなるのか。

□当局 総合公園の指定管理料金は、利用料金制度となる。利用料金の範囲内で管理運営ができればよいが、残念ながらそれができないため、経費と料金収入の差額を指定管理料として支払うこととなる。

■委員 社会体育全体のために指定管理者にイベントなどを工夫させていく考えはあるのか。

□当局 指定管理者自身が工夫していく問題ではあるものの、設置目的に合致し、本業務を妨げない範囲において、自己の責任と費用により実施できると協定書に規定していくことを検討している。指定管理者となる開発協会には、その範囲で自主事業を期待している。

■委員 総合公園内で事故が発生した場合、自治体の施設ではあるものの、指定管理者に管理運営を任せることになるため、指定管理者が責任を負うことになるのか。

□当局 施設賠償ということとで基本的に施設自体の瑕疵があった場合には市の責任、管理運営に瑕疵があった場合には指定管理者の責任となることから、指定管理者には施設賠償保険に入ることを義務づけたいと考えている。

■委員 総合公園には指定管理者の職員は何名配置されるのか。

また、事務室における市職員と指定管理者の職員の配置は。

□当局 指定管理者となる開発協会の職員は、五名を予定している。

また、現在は社会体育課と開発協会職員とで管理並びに運営を行っているが、指定管理者になっても社会体育課の職員を体育館に配置するため、間仕切りのようなものを設置することは必要だと考えている。

◆本会議・全会一致で可決